

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

琴平町長 片岡 英樹

市町村名 (市町村コード)	琴平町 (37403)
地域名 (地域内農業集落名)	琴平地区 (野津郷・西山・高藪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・市街化が進んだ地域であり、不整系、狭小等の条件の悪い農地があり、進入路も狭く、農業機械での作業が困難な状況である。また、宅地が多いため、農作業に対する苦情等があり非農家の理解が必要である。
- ・農道、水路等のインフラの老朽化や維持管理を行う人材の不足により、水管理が困難な状況である。
- ・農業従事者の減少や高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念される。

【地域の基礎的データ】

農業者:5経営体(集落営農組織等:1経営体)、平均年齢79歳

主な作物:水稲、麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内外から農地を利用する新たな担い手の確保に向けた取組みを実施する。また、認定農業者や集落営農法人等に農地中間管理事業を活用し集約化を進める。
- ・農地の集約化ができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
- ・農業の技術を伝承していくためにも、指導者の育成を図っていく。また、後継者や新規就農者を確保・育成しつつ、半農半X等の多様な農業人材とともに地域全体で農地を利用していく仕組みの構築も必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域外であるため、農用地等の区域は現在、耕作されている農地を農業上の利用が行われる区域とする。保全・管理を行う区域については必要と認める場合に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や集落営農法人等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、関係機関と連携し、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を所有者の貸付意向と耕作者の借受け意向をマッチングし農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化した農道や水路の改修については、土地改良区と検討し進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町及び県、JA、農業関係組織が連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、町内の農業法人やJAと相談しながら農作業委託の検討を実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦適切な農地の維持管理を実施していくため、粗放的利用による農地の保全管理なども検討していく。